この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 628 号 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとお り指定した。 平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

	た は に な	15000000000000000000000000000000000000	照中宗和尹 御 付 我 丁
診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
泌尿器科	緒方 二郎	平成 14 年 8 月 8 日	医療法人社団白陽会菊陽中央病院
			菊池郡菊陽町辛川 1923-1
整形外科	本間 一弘	平成 14年8月8日	医療法人社団坂梨会阿蘇温泉病院
			阿蘇郡阿蘇町内牧 1153-1
外科	山内 昌一郎	平成 14年8月8日	社会福祉法人慈永会重度心身障害児施設はまゆう
			療育園
			天草郡苓北町志岐 1059
内科	白石 直樹	平成 14 年 8 月 8 日	健康保健八代総合病院
			八代市松江城町 2-26
整形外科	峯苫 貴明	平成 14 年 8 月 8 日	健康保健八代総合病院
			八代市松江城町 2-26
耳鼻咽喉科	渡利 昭彦	平成 14 年 8 月 8 日	労働福祉事業団熊本労災病院
			八代市竹原町 1670
耳鼻咽喉科	永谷 群司	平成 14 年 8 月 8 日	労働福祉事業団熊本労災病院
			八代市竹原町 1670
内科	高橋 利弘	平成 14 年 8 月 8 日	労働福祉事業団熊本労災病院
			八代市竹原町 1670
内科	重岡 伸一	平成14年8月8日	特定医療法人芳和会天草ふれあいクリニック
			本渡市本渡町本戸馬場 2954
外科	赤嶺 富春	平成 14 年 8 月 8 日	医療法人社団永寿会天草第一病院
			本渡市今釜新町 3413-6
外科	伊瀬知 進	平成 14 年 8 月 8 日	医療法人社団永寿会天草第一病院
			本渡市今釜新町 3413-6
外科	筒井 正好	平成 14 年 8 月 8 日	医療法人社団永寿会天草第一病院
			本渡市今釜新町 3413-6
泌尿器科	前原 昭仁	平成14年8月8日	まえはら泌尿器科クリニック
			山鹿市中 975-3
内科	大曲 和博	平成14年8月8日	医療法人社団福本会福本病院
			牛深市牛深町 1522-46
内科	福本 久昭	平成14年8月8日	医療法人社団福本会福本病院
			牛深市牛深町 1522-46
 内科	松崎 博充	平成14年8月8日	牛深市民病院
			牛深市牛深町 3050
内科	田島 暁	平成 14 年 8 月 8 日	菊池郡市医師会立病院
		1,5% 1. 1 0/3 0 11	菊池市亘 366
リハビリテー	森田 秀明	平成 14 年 8 月 8 日	医療法人社団東洋会平田病院
ション科	444 7361	1 1 20 1 1 0 7 3 0 11	鹿本郡植木町平原 221
· 17	+		INDIT HEID (NOT) INV DET

耳鼻咽喉科	幡手	宏匡	平成 14 年 8 月 8 日	国保水俣市立総合医療センター
				水俣市天神町 1-2-1
小児科	樋口	重典	平成 14 年 8 月 8 日	国立療養所再春荘病院
				菊池郡西合志町須屋 2659
小児科	近澤	章二	平成 14 年 8 月 8 日	国立療養所再春荘病院
				菊池郡西合志町須屋 2659
小児科	岡田	稔久	平成 14 年 8 月 8 日	国立療養所再春荘病院
				菊池郡西合志町須屋 2659
内科	森	俊輔	平成 14 年 8 月 8 日	国立療養所再春荘病院
				菊池郡西合志町須屋 2659
外科	酒本	喜與志	平成 14 年 8 月 8 日	国立療養所再春荘病院
				菊池郡西合志町須屋 2659

熊本県告示第 629 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療機関を次のとおり指定した。 平成 14 年 8 月 23 日

能木旦知事

	熊	本 県 知 事 潮	谷 義 子
医療機関名	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
医療法人熊本丸田会熊 本リハビリテーション 病院	菊池郡菊陽町曲手 760	形成外科	平成 14 年 8 月 8 日
田中町調剤薬局	八代市田中北町 17-11	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
聖花薬房	八代市本町 1-5-31	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
下田薬局	水俣市桜井町 1-5-6	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
おれんじ薬局	水俣市天神町 1-46	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
吉富薬局	水俣市陣内 2-3-12	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
さくら薬局	水俣市桜井町 2-2-19	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
あい薬局	牛深市牛深町 3052-2	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
佐伯薬局	菊池郡西合志町須屋 715-84	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
菊南薬局	菊池郡西合志町須屋 708-1	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
わたなべ薬局	菊池郡菊陽町津久礼 2376-3	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
文化堂薬局	葦北郡芦北町湯浦 227-2	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
なんこう薬局	葦北郡芦北町芦北 2593	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
清風花みずき薬局	人吉市九日町 87	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
		+	

清風えびす薬局	球磨郡多良木町多良木 2833	調剤	平成14年8月8日
清風薬局サンロード湯 前店	球磨郡湯前町上里 2214	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
清風薬局サンロード免	球磨郡免田町甲 1253-1	調剤	平成 14 年 8 月 8 日
田店			

熊本県告示第630号

平成 14 年度熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項を次のように定める。 平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 14 年度熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項

(趣旨)

第1条 この要項は、生活排水処理施設の整備に必要な資金の貸付けに関し必要な事項を 定めるものとする。

(融資資金及び取扱金融機関)

- 第2条 県は、この制度を運用するための資金を予算の範囲内で取扱金融機関に預託する ものとする。
- 2 前項の資金の取扱金融機関は、肥後銀行、熊本ファミリー銀行、九州労働金庫及び熊本県信用農業協同組合連合会とする。
- 3 預託を受けた資金に肥後銀行、熊本ファミリー銀行及び九州労働金庫は、300 パーセント以上、熊本県信用農業協同組合連合会は200 パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。 (融資対象者)
- 第3条 資金の融資を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。 (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の3第1項の認可を 受けた事業計画に定められた予定処理区域外の地域に生活排水処理施設を設置する 考
 - (2) 県税の滞納のない者

(融資の対象費用)

- 第4条 資金の融資の対象費用は、次の各号に掲げる生活排水処理施設の設置に要する費用とする。ただし、土地を取得するために要する費用を含まない。
 - (1) 本体施設
 - ア 合併処理浄化槽 便所と連結してし尿と併せて雑排水(工場廃水、雨水その他特殊な排水を除く。)を処理し、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であり、かつ、通常の使用状態における生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上で、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットル当たり20ミリグラム以下の処理能力を有するもののうち、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第21条第1項の規定による登録を受けている浄化槽工事業者又は同法第33条第3項の規定による届出を行っている建設業者が施工するもの
 - イ その他知事が適当と認める施設
 - (2) 本体施設付属施設
 - ア 流入及び放流のための施設
 - イ その他知事が適当と認める施設

(融資条件)

- 第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。
 - (1) 融資限度額 一世帯当たり 200 万円を限度とする。ただし、共同で生活排水処理 施設を設置する場合は、一施設当たり 500 万円を限度とする。
 - (2) 融資利率 年 2.17 パーセント以内とする。
 - (3) 融資期間 5年以内(据置期間6月以内を含む。)とする。
 - (4) 返済方法 取扱金融機関の定めるところによる。
 - (5) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。

(融資のあっせん)

- 第6条 資金の融資を受けようとする者は、この要項の規定に基づき知事の融資のあっせん(以下「あっせん」という。)を受けるものとする。 (あっせんの申請)
- 第7条 資金のあっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生活排水処理施設の設置の工事(以下「工事」という。)着工前に、次に掲げる書類を添付して、 熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん申請書(別記第1号様式)により、知事 に申請しなければならない。
 - 〔1) 生活排水処理施設の設置見積書
 - (2) 生活排水処理施設の配置図
 - (3) 付近の見取図

- 直近の県税の納税証明書又は源泉徴収票の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(あっせんの決定等)

- 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、あっせんを 第8条 適当と決定したときは、熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん決定通知書(別 記第2号様式)により、申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。
- 前項の規定によりあっせんの決定を受けた者は、同項の通知書を取扱金融機関に提出 し、取扱金融機関所定の方法により、資金の借入れの申込みをするものとする。
- あっせんの決定を受けた者が、あっせんを受けた日から6月以内に資金の借入れをし ないときは、当該者に係る第1項の規定による決定は、その効力を失うものとする。 (あっせんの申請内容の変更)
- 第9条 申請者、あっせんの決定を受けた者及び資金の貸付けを受けた者は、取扱金融機関又はあっせん申請額を変更しようとするときは、熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん変更申請書(別記第3号様式)により、知事に申請し、その承認を受けなけ ればならない。
- 申請者、あっせんの決定を受けた者及び資金の貸付けを受けた者は、生活排水処理施 設整備計画に著しい変更を加えようとするときは、知事の承認を受けなければならない。 (貸付決定の報告)
- 取扱金融機関は、第8条第2項の規定による借入れの申込みがあったときは、そ 第 10 条 の内容を審査し、貸付けを適当と決定したときは、熊本県生活排水処理施設整備資金貸 付決定通知書(別記第4号様式)に返済予定表の写しを添付して、知事に報告するもの とする。

(貸付条件の変更)

取扱金融機関は、融資機関、返済方法その他貸付条件に変更があったときは、そ 第 11 条 の旨を知事に報告するものとする。

(資金運用状況等の報告)

- 第12条 取扱金融機関は、第2条の規定により県から預託を受けた資金の毎月の運用状況 について、熊本県資金運用状況報告書(別記第5号様式)により知事に報告するものと する。
- 取扱金融機関は、平成 15 年 4 月 30 日までに、資金の貸付先の返済状況を知事に報告 するものとする。

(工事期間等)

- 第13条 資金の貸付けを受けた者は、工事を着工のときから6月以内に完了しなければな
- らない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。 資金の貸付けを受けた者は、工事完了後直ちに、工事完了報告書(別記第6号様式) により、知事に報告しなければならない。

(遵守事項)

第 14 条 資金の貸付けを受けた者は、借入金をあっせんに係る目的以外に使用してはなら ない。

(あっせんの取消し)

- 第 15 条 知事は、第 9 条、第 13 条及び前条の規定に違反した者については、第 8 条第 1 項のあっせんを取り消すことができる。 (繰上償還)
- 次の各号のいずれかに該当する者は、貸付を受けた資金のうち当該各号に掲げる 額を繰り上げて償還するものとする。
 - (1) 前条の規定によりあっせんの取消しを受けた者 全額
 - (2) 生活排水処理施設の設置について市町村の補助金の交付を受けた者 補助金額 に相当する額
 - (3) その他知事が繰上償還を必要と認めた者 知事が定める額

(管理)

第 17 条 あっせんによる資金の貸付けを受けた者は、あっせんに係る生活排水処理施設を 有効に維持管理するものとする。

(雑則)

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 第 18 条

附 則

(施行期日)

この要項は、告示の日から施行する。

日

年

月

別	記第	1	号	様式	(第	7	条	関係)

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん申請書

熊本県知事様

(〒 -) 住 所 氏 名 印 雷話番号

熊本県生活排水処理施設整備資金融資のあっせんを受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

融資あっせん		工事費総額	千円
申 請 額	千円	(あっせん対象額)	(千円)
取扱金融機関		借入希望日	年 月 日
職業又は業種		家族員数又は 従業員数	Д
施設の種類	1 合併処理浄化槽		
	2 その他		

平成 14年 8	8月23日	金曜	熊	本	県	公	報			第10	878号	11
生活排水 (1)	処理施設 施設の設	と整備計画 2 置場所										
(2)	現在の∜	犬 況										
(3)	生活排力	ヾ処理施設(の設置の「	内容								
	着工予	定年月日						年	月	日		
	完了予	定年月日						年	月	日		
	処理施	設の内容										
	処理施設	設置の効果										
		設計者・氏名										
	 工事施	医工業者	登録 ()	届)番 ⁵	를							
	住 所	・氏名										
	添付書 施設の	類設置見積書										
	施設の	処理能力書	(パンフレ	ット可ご)							
		配置図										
		見取図	ᅲᆔᆂᆔᅷ	医白沙贝	v === <	ν.⊡ I						
		県税の納税記 知恵が必要			メ崇(ル与し						
	ての他	知事が必要と	こ祕のる書名	铁								

別記第2号様式その1(第8条関係)

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん決定通知書

- 月

樣

熊本県知事

日付けで申請のあった生活排水処理施設整備資金融資のあっせんについ ては、内容審査の結果、適当であると認めますので、下記により融資をあっせんします。 なお、資金の貸付けに関しては、この通知書を添えて、取扱金融機関所定の方法により 借入れの申込みをしてください。 おって、融資に係る工事が完了したときは、直ちに工事完了報告書を提出してください。

記

融資あっせん金額 1 金 千円

取扱金融機関 2

別記第2号様式その2(第8条関係)

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん決定通知書

第 号 年 月 日

樣

熊本県知事

下記のとおり生活排水処理施設整備資金の融資あっせんを決定したので通知します。なお、当該対象者からの借入れ申込みについては、よろしくお取り計らいください。

記

融資あっせん	住所		
対 象 者	氏名		
	設置場所		
対象施設	施設名及び内容		
取 扱 金 融 機 関			
あっせん年月日	年 月 日	総工事費用	千円
あっせん金額	千円	あっせん対象額	千円

別記第3号様式(第9条関係)

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん変更申請書

第 号 年 月 日

熊本県知事

樣

(〒 -) 住 所 氏 名 印 雷話番号

年 月 日付けで申請しました生活排水処理施設整備資金融資について、 あっせん申請に係る内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

別記第4号様式(第10条関係)

熊本県生活排水処理施設整備資金貸付決定通知書

第 月 年

熊本県知事 樣

印

年 月 日付け第 号で生活排水処理施設整備資金の融資のあっせんがなさ については、次のとおり れた 貸付けを行うことに

決定したので報告します。

貸付けをしないことに

(貸付けを可とした場	合)	
貸付年月日	年 月 日	
貸付金額	千円	
償還期限	年月	
貸付利率	年 2.17%	
(貸付けを否とした場	合)	
貸付けができない理	由	

別記第5号様式(第12条関係)

号日 第 月 年

熊本県知事

樣

印

年度熊本県資金運用状況報告書 (生活排水処理施設整備資金)

総括表

当月中貸付			年度中貸付累計			当	月中返河	 斉	当月末残高		
件数	金	額	件数	金	額	件数	金	額	件数	金	額
		千円			千円			千円			千円

2 当月中運用状況

氏	名	融資の 可 否	貸 付 年月日	貸付額	最終 期限	担保の 有 無	利率	備考

- 備考
 - 2
- 貸付分については、貸付元帳の写しを添付すること。 融資決定について否としたときは、その理由を備考欄に記入すること。 融資決定を保留しているものについては、その理由及び経過を備考欄に記入す 3 ること。

뭬	記	筆	6	문	糕	Ħ.	(筆	13	条	闡	係)
IJ.J		77	v	\neg	12K	エレ	١.	77	13	//\	ナカル	I/J/	,

工事完了報告書

年 月 日

熊本県知事

樣

住所

氏名

囙

電話番号

年 月 日付け 第 号で融資あっせんの通知がありました生活排水処理施設について 整備が完了しましたので、次のとおり報告します。

記

生活排水処理施設名												
着工年月日	年 月 日	完了年月	日		年	月	日					
添付書類	工事の完了写真											
工事施工業者			登録(届	出)番号								
清掃業者			許可	番号								
保守点検業者			登 録	番号								

(工事費明細) (単位:円)

I	事名	当	初	見	積	額	精	算	額	支	ξ H	4	済	額
	計													

上記の通り相違ないことを証明します。

施工業者 住所

氏名

印

熊本県告示第631号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号) 第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立て しゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 8 月 23 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

- しゅん功認可年月日 1
 - 平成14年8月9日
- しゅん功認可を受けた者の住所及び名称 天草郡五和町大字御領 2943 五和町
- 埋立区域 3
 - 位置 (1)

天草郡五和町大字二江字島頭 5、4、3 の 2、2 の 3、2 の 2、1 の 3、1 の 1、68 の 20、68 の 16 及び 68 の 15 に隣接する無番地地先公有水面

区域

次の1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線及び4の地点と1の地点と を結ぶ平成 8 年秋分の日における満潮位(DL = + 3.39 メートル)における公有水 面と陸地との境界線により囲まれた区域

二等三角点通詞島(北緯 32 度 32 分 49 秒、東経 130 度 06 分 59 秒)から 1の地点 77 度 17 分 12 秒 854.683 メートルの地点

2 の地点

1 の地点から 329 度 06 分 46 秒 40.000 メートルの地点 2 の地点から 257 度 36 分 50 秒 95.000 メートルの地点 3の地点 3 の地点から 229 度 36 分 51 秒 41.732 メートルの地点 4の地点

(3) 面積

6,991.71 平方メートル

- 埋立地の用途
 - 漁港施設用地
- 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに五和町建 設課

熊本県告示第632号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立て に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。 平成 14 年 8 月 23 日

> 熊本県知事 潮 谷

- しゅん功認可年月日 1
 - 平成14年8月9日
- しゅん功認可を受けた者の住所及び名称 2

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 樋合漁港管理者 熊本県

天草郡松島町大字合津 3583 の 3 番地 松島町

- 埋立区域 2 工区
 - (1)位置

天草郡松島町大字合津字山見 7382 の 2 及び 7382 の 3 に隣接する道路に隣接する 無番地(堤)地先並びに 7382 の 3、7384 の 1、7384 の 2、7386 の 3 及び 7386 の 2 に 隣接介在する道路地先並びに 7387 の 2、7387 の 1、7390、7391、7392 及び 7393 地先 公有水面

(2)区域

の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点と を結ぶ平成7年春分の日における満潮位(DL = + 3.94メートル)の公有水面と陸 地との境界線、 の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成7年春分の日における満潮位(DL = + 3.94 メートル)の公有 水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下大戸鼻燈台(北緯 32 度 31 分 25 秒、東経 130 度 27 分 7.2 秒)から 262 度 00 分 00 秒 5,235.00 メートルの地点

の地点から 90 度 00 分 00 秒 3.70 メートルの地点 の地点

の地点から 112 度 00 分 00 秒 33.30 メートルの地点 の地点

の地点 の地点から 22 度 00 分 00 秒 1.40 メートルの地点

の地点から 112 度 30 分 00 秒 13.70 メートルの地点 の地点

116.00 メートルの地点 の地点から 202 度 00 分 00 秒 の地点

の地点から 292 度 00 分 00 秒 39.50 メートルの地点 の地点

の地点から 202 度 00 分 00 秒 63.40 メートルの地点 の地点 の地点から 292 度 00 分 00 秒 72.20 メートルの地点 の地点

下大戸鼻燈台(北緯 32 度 31 分 25 秒、東経 130 度 27 分 7.2 秒)から の地点 261 度 00 分 00 秒 5,284.50 メートルの地点

の地点から 112 度 00 分 00 秒 23.50 メートルの地点 の地点